



(本要請書の原文は英語。以下は FoE Japan による和訳)

2025 年 3 月 21 日

住友金属鉱山株式会社
代表取締役社長 松本 伸弘 様

【要請書】フィリピン・パラワン州におけるニッケル採掘・製錬事業の停止を

私たち、以下に署名する市民社会団体は、住友金属鉱山株式会社（SMM）に対し、地域コミュニティへの破壊的な影響を回避するための効果的かつ公開された検証可能な対策が策定され、実施されるまで、パラワン州におけるニッケル製錬事業を直ちに停止するよう要請します。貴社とその関連企業が、貴社の事業活動に関連するニッケル採掘現場から流出する水に含まれている有毒な重金属によって継続的な汚染が起きているにもかかわらず、10 年以上にわたり有効な対策を取ってこなかったことは極めて遺憾です。

貴社の 100%子会社¹であるコーラルベイニッケル社（CBNC）が操業する HPAL 製錬所、また貴社が出資およびサプライチェーンの両面で事業に関係しているリオツバニッケル鉱山社（RTNMC）の採掘現場周辺に暮らすフィリピン・パラワン州の先住民族を含む地域コミュニティは、この汚染による健康被害のリスクに晒されてきました。さらに、RTNMC は既存鉱区に加え、新たな採掘活動による水質汚染を防止するための検証可能な対策を一切提示することなく、ブランジャオ山での採掘拡大に着手しています。ブランジャオ山を水源とする河川や小川に生活用水や農業用水を依存している先住民族や農民が、今後数十年にわたり同様の汚染に苦しみ続けることは誰の目にも明らかです。

電気自動車（EV）や再生可能エネルギーの普及など脱炭素社会に向けた取り組みの中で、世界的なニッケル需要の増加が見込まれる²中、新たな採掘の拡大によってより多くの地域コミュニティが被害を受けるのであれば、「公正な」エネルギー移行とは程遠い状況と言えます。したがって、地域コミュニティの生活や人権を確実に守るために、私たちは SMM に対して以下のことを要求します。

- 1) 既存の鉱山開発地域周辺で継続的に起きている水質汚染を食い止めるため、一連の試験済みかつ検証可能な対策と、それらの対策の実施スケジュールを公開すること。
- 2) ブランジャオ山における新たな鉱山開発地域周辺で将来水質汚染が起きるのを防止するため、一連の試験済みかつ検証可能な対策と、それらの対策の実施スケジュールを公開すること。
- 3) 上記の対策について、影響を受ける現地コミュニティから自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意（FPIC）を取得すること。また、採掘事業において議論となるような矛盾が見つかった場合には、同意を撤回できる手続きを含むこと。
- 4) 上記すべてが満たされるまで、CBNC と RTNMC によるすべての採掘および製錬事

¹ 住友金属鉱山プレスリリース（2025 年 1 月 7 日）
(<https://www.smm.co.jp/en/news/release/2025/01/001934.html>)

² IEA “Global Critical Minerals Outlook 2024” p.136-153 (<https://iea.blob.core.windows.net/assets/ee01701d-1d5c-4ba8-9df6-abeec9de99a/GlobalCriticalMineralsOutlook2024.pdf>)

業を停止すること。

パラワン州バタラサ町のリオツバニッケル鉱山の周辺で、FoE Japan が専門家³の協力を得ながら、2009 年から今日まで行ってきた継続的な水質調査（2020 年から 2022 年はコロナ禍のため一時中断）では、RTNMC の既存採掘鉱区から流れてくるトグボン川の定点で、環境基準を超える六価クロムが雨季に常時検出されています。六価クロムは発がん性であり、皮膚炎等も引き起こす強い毒性を有する物質です。



図：トグボン川中流調査点における六価クロムおよび全クロム濃度の経年推移（添付報告書より抜粋）

同専門家が 15 年間の調査結果をまとめた報告（2024 年 12 月 4 日）（本要請書に添付）によれば、トグボン川では六価クロムと全クロムの値が乾季には低くなるものの、雨季には日本の環境基準及び水道法基準（いずれも 0.05mg/L、改正後は 0.02mg/L）を著しく超過していることが明らかとされています（上図参照）。また直近の 2024 年 9 月の雨季には、連日大雨が続く中、基準の 24~30 倍に相当する 15 年間で最大の六価クロム（0.6mg/L）と全クロム（0.471mg/L）が観測されました（下写真参照）。フィリピンの最新の環境基準は六価クロムの基準を淡水で 0.01mg/L（排水基準は 0.02mg/L）、海水で 0.05mg/L（同 0.1mg/L）と規定⁴し、飲料水はトータルクロムの基準を 0.05mg/L と規定⁵しているため、フィリピン国内の基準を超過していることも言うまでもありません。

³ 大沼淳一氏（名古屋大学災害研究会、元愛知県環境調査センター主任研究員）

⁴ 環境天然資源省（DENR）行政命令 2016-08 号「水質ガイドライン及び排水スタンダード」（2016 年。猶予期間 5 年）

⁵ 保健省（DOH）「国家飲料水基準」（2017 年）



(写真) 連日大雨が続いていたパラワン州バタラサ町トグポン川の様子 (2024 年 9 月。FoE Japan)

また同報告書では、既存鉱区の開発がトグポン川に深刻な六価クロム汚染だけでなく、ニッケル汚染を引き起こし、さらにはリオツバ入江にもたらされる有害ヘドロの堆積により生態系の破壊が進んでいる可能性も指摘しています。

貴社は、CBNC が RTNMC とも協力し、2012 年頃から野積みされた低品位鉱に対するカバー掛け、沈殿池の増設や拡幅、また、トグポン川につづく沈殿池の出口付近での活性炭の設置など、六価クロムの流出を軽減する対策をとっていると説明してきました。しかし、この 15 年間、トグポン川の水質汚染の状況は改善の兆しを見せていません。つまり、CBNC 及び RTNMC は効果的な汚染対策をとることができておらず、鉱山からの汚染排出を適切に管理できていないということになります。

近年、極端な気象現象がより頻繁に起こり、豪雨による洪水や土砂災害も増えている中、大雨の続く 2024 年雨季に 15 年間で最大の六価クロムが観測されたことは、今後、より破壊的な環境汚染が引き起こされる可能性を示唆しています。また、事業者が有効な汚染軽減対策を講じることができていない以上、冒頭で述べたとおり、RTNMC によるブランジャオ山での新たな採掘行為が他の河川に同様の環境汚染を引き起こすことは容易に推測できます。これは、ブランジャオ山を水源とする河川に生活用水や農業用水等を依存している住民が数十年にわたって、健康被害や生計手段への悪影響等を被る可能性があるということです。

貴社は CBNC が製造したニッケル・コバルト混合硫化物をすべて貴社の日本の工場へ運び、電池材料⁶等を生産しています。そして CBNC は貴社の 100%子会社です。また貴社は RTNMC の最大出資者 (60%) であるニッケルアジア社 (NAC) に 26%を出資⁷しており、出資者としての責任もあります。

貴社の「鉱物調達に関する方針」⁸では、人権侵害や環境破壊などに関わる恐れのある鉱物の調達は行わないことが明記されています。また CBNC による製錬事業の原料調達先である RTNMC の採掘事業が引き起こす／引き起こしている人権侵害、つまり、サプライチェーン上の

⁶ 同社の電池材料は米国の電気自動車最大手テスラ社やトヨタ自動車の車載バッテリーにも正式採用されている。

⁷ 住友金属鉱山ウェブサイト「Overseas Core Facilities」

(https://www.smm.co.jp/en/corp_info/location/overseas/) (2025 年 2 月 14 日最終閲覧)

⁸ <https://www.smm.co.jp/en/sustainability/management/procurement/>

人権侵害についても、「国連ビジネスと人権に関する指導原則」等の国際規範に基づき、貴社の「人権に関する方針」⁹に則った適切なデューデリジェンスが実施されるべきです。

脱炭素化の取り組みに不可欠とされるニッケルの開発拡大によって、ブランジャオ山の周辺に暮らす地域コミュニティの生活が長期にわたり脅かされるような状況は、「公正な」エネルギー移行とは言えず、看過されるべきではありません。私たちは、貴社がニッケル開発の負の影響を受ける地域コミュニティの人権デューデリジェンスを適切に行うとともに、パラワン州のニッケル開発現場における有効な環境汚染対策の策定と実施を確保できるまで、CBNCの製錬事業を停止するよう求めます。なお、同事業の停止にあたっては、関連する労働者の生活維持のための措置を講じるなど、労働者への十分な配慮も忘れてはなりません。

別添資料：大沼淳一（名古屋大学災害研究会）「パラワン島リオツバ地区におけるニッケル採掘および現地精錬に起因する六価クロムなどによる環境汚染について」（2024年12月4日）

【署名団体】

Environmental Legal Assistance Center (ELAC)
Legal Rights and Natural Resources Center (LRC) / FoE Philippines
国際環境 NGO FoE Japan
アジア大平洋資料センター（PARC）

Cc:

国際協力銀行 代表取締役総裁 林 信光 様
日本貿易保険 代表取締役社長 黒田 篤郎 様
Initiative for Responsible Mining Assurance (IRMA)

【連絡先】

国際環境 NGO FoE Japan
〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9
TEL: 03-6909-5983 FAX: 03-6909-5986
E-mail: hatae@foejapan.org

⁹ https://www.smm.co.jp/en/sustainability/management/humanrights_procurement/